

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第15号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金414万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年12月19日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年10月17日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、株式の売買を誘引する目的をもって、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、別表記載のとおり、

- (1) 東京証券取引所JASDAQ市場に上場されているテクノホライゾン・ホールディングス株式会社(以下「テクノホライゾン」という。)の株式につき、平成27年2月17日午前10時11分頃から同日午後2時20分頃までの間及び同月18日午前9時6分頃から同日午前10時11分頃までの間、B証券株式会社を介し、上値売り注文を大量に入れるなどの方法により、同株式の売付けの委託を行うとともに、同株式を買い付けるなどし、また下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株式の買付けの委託を行うとともに、同株式を売り付けるなどして、同株式合計54万2100株の売付けの委託を行う一方、同株式合計69万7200株を買い付けるとともに、同株式合計84万200株の買付けの委託を行う一方、同株式合計69万8200株を売り付け
- (2) 東京証券取引所市場第一部(以下「東証第一部」という。)に上場されているシンフォニアテクノロジー株式会社(以下「シンフォニア」という。)の株式につき、同年3月3日午前9時6分頃から同日午前9時41分頃までの間及び同月5日午前9時1分頃から同日午前9時10分頃までの間、B証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計116万6000株の売付けの委託を行う一方、同株式合計109万株を買い付けるとともに、同株式合計118万3000株の買付けの委託を行う一方、同株式合計77万7000株を売り付け
- (3) 東証第一部に上場されているカブドットコム証券株式会社(以下「カブドットコム証券」という。)の株式につき、同年4月28日午前9時1分頃から同日午後1時19分頃までの間及び同月30日午前9時0分頃から同日午後0時39分頃までの間、B証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計38万4800株の売付けの委託を行う一方、同株式合計59万2300株を買い付けるとともに、同株式合計56万8300株の買付けの委託を行う一方、同株式合計59万8900株を売り付け

もって、自己の計算において、テクノホライゾン、シンフォニア及びカブドットコム証券各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記両市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(別表)

違反行為状況

1. テクノホライゾン

(単位:株)

	違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
	(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
期間A	平成27年2月17日	午前10時11分52秒 ~ 同日 午後2時20分24秒	Ｂ証券	362,500	547,600	456,200	459,800
期間B	平成27年2月18日	午前9時6分52秒 ~ 同日 午前10時11分47秒	Ｂ証券	179,600	292,600	242,000	237,400
合計				542,100	840,200	698,200	697,200

2. シンフォニア

(単位:株)

	違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
	(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
期間A	平成27年3月3日	午前9時6分16秒 ~ 同日 午前9時41分20秒	Ｂ証券	996,000	1,142,000	727,000	711,000
期間B	平成27年3月5日	午前9時1分49秒 ~ 同日 午前9時10分17秒	Ｂ証券	170,000	41,000	50,000	379,000
合計				1,166,000	1,183,000	777,000	1,090,000

3. カブドットコム証券

(単位:株)

	違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
	(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
期間A	平成27年4月28日	午前9時1分12秒 ~ 同日 午後1時19分13秒	Ｂ証券	147,900	163,200	193,900	193,100
期間B	平成27年4月30日	午前9時0分17秒 ~ 同日 午後0時39分28秒	Ｂ証券	236,900	405,100	405,000	399,200
合計				384,800	568,300	598,900	592,300

(別紙2)

## 2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、  
金融商品取引法施行令第33条の13第1号

## 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

(1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

(2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

(3) 上記(2)によりそれぞれ算定した額を合計し、課徴金の額とする。

以上につき、別紙3のとおり。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. テクノホライズン株式の取引(期間A)について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、456,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、459,800株であることから

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(456,200株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (310 \text{ 円} \times 2,800 \text{ 株} + 311 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 313 \text{ 円} \times 8,000 \text{ 株} \\ & + 314 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 315 \text{ 円} \times 44,700 \text{ 株} + 316 \text{ 円} \times 58,500 \text{ 株} \\ & + 317 \text{ 円} \times 13,000 \text{ 株} + 318 \text{ 円} \times 21,500 \text{ 株} + 319 \text{ 円} \times 34,200 \text{ 株} \\ & + 320 \text{ 円} \times 60,000 \text{ 株} + 321 \text{ 円} \times 34,500 \text{ 株} + 322 \text{ 円} \times 40,000 \text{ 株} \\ & + 323 \text{ 円} \times 22,700 \text{ 株} + 324 \text{ 円} \times 28,000 \text{ 株} + 325 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} \\ & + 326 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株} + 327 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株} + 332 \text{ 円} \times 28,300 \text{ 株}) \\ - & (309 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株} + 310 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株} + 312 \text{ 円} \times 34,500 \text{ 株} \\ & + 313 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株} + 314 \text{ 円} \times 30,000 \text{ 株} + 315 \text{ 円} \times 21,200 \text{ 株} \\ & + 316 \text{ 円} \times 10,100 \text{ 株} + 317 \text{ 円} \times 28,000 \text{ 株} + 318 \text{ 円} \times 27,300 \text{ 株} \\ & + 319 \text{ 円} \times 66,200 \text{ 株} + 320 \text{ 円} \times 43,300 \text{ 株} + 321 \text{ 円} \times 19,700 \text{ 株} \\ & + 322 \text{ 円} \times 62,400 \text{ 株} + 323 \text{ 円} \times 26,400 \text{ 株} + 324 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} \\ & + 325 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株} + 326 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 332 \text{ 円} \times 28,300 \text{ 株}) \\ = & 542,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(459,800株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(456,200株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(363円)に当該超える数量3,600株(459,800株-456,200株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (363 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株}) - (312 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株}) \\ = & 183,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額725,800円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を

切捨て、720,000円。

## 2. テクノホライズン株式の取引（期間B）について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、242,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、237,400株であることから

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（237,400株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (299 \text{円} \times 3,000 \text{株} + 301 \text{円} \times 13,500 \text{株} + 302 \text{円} \times 6,300 \text{株} \\ & + 303 \text{円} \times 16,000 \text{株} + 304 \text{円} \times 9,100 \text{株} + 305 \text{円} \times 15,000 \text{株} \\ & + 306 \text{円} \times 31,500 \text{株} + 307 \text{円} \times 23,000 \text{株} + 308 \text{円} \times 13,000 \text{株} \\ & + 309 \text{円} \times 4,000 \text{株} + 311 \text{円} \times 7,400 \text{株} + 312 \text{円} \times 6,500 \text{株} \\ & + 313 \text{円} \times 8,000 \text{株} + 314 \text{円} \times 18,000 \text{株} + 315 \text{円} \times 35,100 \text{株} \\ & + 316 \text{円} \times 8,000 \text{株} + 317 \text{円} \times 5,000 \text{株} + 318 \text{円} \times 5,000 \text{株} \\ & + 319 \text{円} \times 10,000 \text{株}) \\ - & (300 \text{円} \times 19,000 \text{株} + 301 \text{円} \times 25,000 \text{株} + 302 \text{円} \times 8,500 \text{株} \\ & + 303 \text{円} \times 20,000 \text{株} + 304 \text{円} \times 32,300 \text{株} + 305 \text{円} \times 17,100 \text{株} \\ & + 306 \text{円} \times 13,300 \text{株} + 307 \text{円} \times 600 \text{株} + 308 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ & + 309 \text{円} \times 8,200 \text{株} + 310 \text{円} \times 18,100 \text{株} + 311 \text{円} \times 16,000 \text{株} \\ & + 312 \text{円} \times 20,500 \text{株} + 313 \text{円} \times 27,500 \text{株} + 314 \text{円} \times 6,200 \text{株} \\ & + 316 \text{円} \times 4,100 \text{株}) \end{aligned}$$

$$= 612,000 \text{円}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（242,000株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（237,400株）を超えていることから、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も安い価格（274円）に当該超える数量4,600株（242,000株－237,400株）を乗じて得た額を控除した額

$$\begin{aligned} & (305 \text{円} \times 3,000 \text{株} + 306 \text{円} \times 1,600 \text{株}) - (274 \text{円} \times 4,600 \text{株}) \\ & = 144,200 \text{円} \end{aligned}$$

の合計額756,200円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、750,000円。

### 3. シンフォニア株式の取引（期間 A）について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、727,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量711,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（250円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量16,000株を加えた727,000株であることから

当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（727,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (238 \text{ 円} \times 95,000 \text{ 株} + 239 \text{ 円} \times 135,000 \text{ 株} + 243 \text{ 円} \times 91,000 \text{ 株} \\ & + 244 \text{ 円} \times 50,000 \text{ 株} + 246 \text{ 円} \times 112,000 \text{ 株} + 249 \text{ 円} \times 88,000 \text{ 株} \\ & + 250 \text{ 円} \times 149,000 \text{ 株} + 251 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株}) \\ - & (236 \text{ 円} \times 50,000 \text{ 株} + 238 \text{ 円} \times 142,000 \text{ 株} + 239 \text{ 円} \times 30,000 \text{ 株} \\ & + 242 \text{ 円} \times 80,000 \text{ 株} + 243 \text{ 円} \times 50,000 \text{ 株} + 244 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株} \\ & + 246 \text{ 円} \times 60,000 \text{ 株} + 247 \text{ 円} \times 64,000 \text{ 株} + 248 \text{ 円} \times 180,000 \text{ 株} \\ & + 249 \text{ 円} \times 14,000 \text{ 株} + 250 \text{ 円} \times 46,000 \text{ 株}) \\ = & 505,000 \text{ 円となる。} \end{aligned}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、500,000円。

### 4. シンフォニア株式の取引（期間 B）について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、50,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、379,000株であることから

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（50,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (226 \text{ 円} \times 50,000 \text{ 株}) - (225 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株} + 226 \text{ 円} \times 30,000 \text{ 株}) \\ = & 20,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（379,000株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（50,000株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経

過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(229円)に当該超える数量329,000株(379,000株-50,000株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額  
(229円×329,000株)

$$\begin{aligned} & - (224円 \times 19,000株 + 225円 \times 220,000株 + 226円 \times 90,000株) \\ & = 1,245,000円 \end{aligned}$$

の合計額1,265,000円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,260,000円。

#### 5. カブドットコム証券株式の取引(期間A)について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、193,900株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、193,100株であることから

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(193,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (911円 \times 5,000株 + 912円 \times 5,300株 + 913円 \times 8,800株 \\ & + 914円 \times 15,200株 + 916円 \times 17,400株 + 917円 \times 7,300株 \\ & + 918円 \times 22,300株 + 933円 \times 800株 + 934円 \times 9,600株 \\ & + 935円 \times 10,000株 + 936円 \times 1,600株 + 937円 \times 1,500株 \\ & + 938円 \times 900株 + 939円 \times 10,600株 + 940円 \times 10,000株 \\ & + 941円 \times 22,800株 + 942円 \times 16,000株 + 943円 \times 28,000株) \\ & - (910円 \times 12,000株 + 911円 \times 3,200株 + 912円 \times 9,000株 \\ & + 913円 \times 8,900株 + 914円 \times 18,000株 + 915円 \times 12,700株 \\ & + 917円 \times 200株 + 918円 \times 17,300株 + 931円 \times 15,000株 \\ & + 933円 \times 3,000株 + 934円 \times 2,000株 + 935円 \times 10,000株 \\ & + 937円 \times 13,300株 + 938円 \times 13,000株 + 939円 \times 9,700株 \\ & + 940円 \times 10,400株 + 941円 \times 20,600株 + 942円 \times 1,400株 \\ & + 943円 \times 13,400株) \end{aligned}$$

$$= 345,800円$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(193,900株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(193,100株)を超えていることから、当該超える数量に係る有価証券の売

付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も安い価格(848円)に当該超える数量800株(193,900株-193,100株)を乗じて得た額を控除した額

(914円×800株) - (848円×800株)

= 52,800円

の合計額398,600円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、390,000円。

#### 6. カブドットコム証券株式の取引(期間B)について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、405,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量399,200株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(897円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量5,400株を加えた404,600株であることから

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(404,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(887円×7,100株+888円×14,100株+889円×10,000株  
+890円×19,100株+891円×25,300株+892円×38,200株  
+893円×36,500株+894円×24,100株+895円×12,000株  
+896円×41,400株+897円×55,000株+898円×41,500株  
+899円×4,500株+901円×100株+902円×5,500株+903円×12,100株  
+904円×10,000株+905円×10,000株+906円×5,000株  
+907円×10,000株+909円×4,300株+910円×6,700株  
+911円×12,000株+913円×100株)

- (884円×7,200株+885円×5,800株+886円×10,000株  
+887円×5,000株+888円×1,600株+889円×24,000株  
+890円×32,500株+891円×8,200株+892円×36,000株  
+893円×23,500株+894円×24,500株+895円×67,200株  
+896円×35,300株+897円×39,300株+898円×10,000株  
+899円×3,500株+900円×10,500株+901円×8,600株  
+902円×19,700株+903円×100株+904円×500株

$$\begin{aligned} & +905 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 906 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 908 \text{ 円} \times 6,600 \text{ 株} \\ & + 909 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 910 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} \\ & = 506,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(405,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(404,600株)を超えていることから、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も安い価格(848円)に当該超える数量400株(405,000株-404,600株)を乗じて得た額を控除した額
- $$(892 \text{ 円} \times 400 \text{ 株}) - (848 \text{ 円} \times 400 \text{ 株})$$

$$= 17,600 \text{ 円}$$

の合計額524,200円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、520,000円。

7. 上記1ないし6により算定した額の合計

$$\begin{aligned} & (720,000 \text{ 円} + 750,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円} + 1,260,000 \text{ 円} + 390,000 \text{ 円} + 520,000 \text{ 円}) \\ & = 4,140,000 \text{ 円となる。} \end{aligned}$$